13　所得税法等の一部を改正する等の法律（平成29年法律第４号）第12条の規定による改正前の租税特別措置法第66条の６第４項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）又は第68条の90第４項（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）の規定の適用を受ける場合（別表十七(三の二)「20」の欄の金額が同表「21」の欄の金額を上回る場合に限る。）における「当期発生額（別表十七(三)「33」、別表十七(三の二)「17」、別表十七(三の八)「26」、別表十七(三の九)「７」又は別表十七(三の十)「９」）×㉚」の欄の記載に当たつては、同欄中「（別表十七(三)「33」、別表十七(三の二)「17」、別表十七(三の八)「26」、別表十七(三の九)「７」又は別表十七(三の十)「９」）×㉙」とあるのは、「別表十七(三の二)「22」×$\frac{1}{\text{別表十七(三の二)「19」}}$×㉙」として記載すること。

別表十七(三の四)の記載要領第十四号㈢中「平成21年４月１日前に開始した特定外国子会社等の」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。）第５条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第66条の６第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等の平成21年４月１日前に開始した」と、「所得税法等の一部を改正する法律（平成21年法律第13号。以下この号において「平成21年改正法」という。）第５条の規定による改正前の租税特別措置法」を「平成21年旧措置法」と、「（課税済留保金額の損金算入」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」と、「同法」を「平成21年旧措置法」と、「個別課税済留保金額の損金算入」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」と、「（課税済留保金額等の引継ぎに関する」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と、「第66条の８第３項」を「（以下この号において「平成22年旧措置法」という。）第66条の８第３項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）」と、「（課税済留保金額等の引継ぎに係る」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と、「個別課税済留保金額等の引継ぎに関する」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と、「平成22年改正法第18条の規定による改正前の租税特別措置法」を「平成22年旧措置法」と改め、「第68条の92第３項」の次に「（連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）」を加え、「個別課税済留保金額等の引継ぎに係る」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と改め、同欄十五号中「特定外国法人から受ける配当等の益金不算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」と改める。

別表十七(三の四)付表１の記載要領第１号中「（課税済金額とみなされる金額」を「（内国法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」と、「個別課税済金額とみなされる金額」を「連結法人の外国関係会社に係る所得の課税の特例」と改め、同欄三号中「（課税済金額とみなされる金額」を「（特定課税対象金額及び間接特定課税対象金額の計算等」と、「個別課税済金額とみなされる金額」を「特定個別課税対象金額及び間接特定個別課税対象金額の計算等」と改め、同欄五号中「平成21年４月１日前に開始した特定外国子会社等の事業年度に係る」を「第５条の規定による改正前の租税特別措置法」の次に「（以下この号において「平成21年旧措置法」という。）第66条の６第１項（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例）に規定する特定外国子会社等の平成21年４月１日前に開始した事業年度に係る平成21年旧措置法」を加え、「（課税済留保金額の損金算入」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」と、「同法」を「平成21年旧措置法」と、「個別課税済留保金額の損金算入」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」と、「（課税済留保金額等の引継ぎに関する」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と、「特定課税対象金額の計算」を「内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」と、「（課税済留保金額等の引継ぎに係る」を「（内国法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と、「個別課税済留保金額等の引継ぎに関する」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と、「特定個別課税対象金額の計算」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例」と、「個別課税済留保金額等の引継ぎに係る」を「連結法人の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例に関する」と改め、同欄七号中「特定外国法人から受ける配当等の益金不算入」を「外国関係法人に係る所得の課税の特例」と、「連結法人が租税特別措置法」を「連結法人が同法」と改める。